



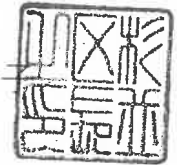
杉並区告示 9 3 7 号

令和 5 年度労働報酬下限額について

杉並区公契約条例（令和 2 年杉並区条例第 16 号）第 7 条第 3 項の規定により、令和 5 年度における労働報酬下限額を定めたので、以下のとおり告示する。

令和 5 年 3 月 1 日

杉並区長 岸 本 聡



記

1. 杉並区公契約条例第 2 条第 3 号アに規定する工事又は製造の請負契約に係る労働報酬下限額
  - (1) 熟練労働者・一人親方  
別表のとおり
  - (2) 上記以外（特定労働者等の合意の下、見習い・手元等の労働者と使用者が判断する者、年金等の受給のために賃金を調整している労働者）  
1 時間当たり 1, 4 7 0 円
2. 杉並区公契約条例第 2 条第 3 号イに規定する工事及び製造以外の請負契約並びに業務委託契約に係る労働報酬下限額  
1 時間当たり 1, 1 3 8 円
3. 杉並区公契約条例第 2 条第 3 号ウに規定する指定管理者協定に係る労働報酬下限額  
1 時間当たり 1, 1 3 8 円



杉並区告示 9 3 7 号

別表

職種		1 時間あたり	職種		1 時間あたり
1	特殊作業員	3,004 円	27	普通船員	2,982 円
2	普通作業員	2,689 円	28	潜水員	5,097 円
3	軽作業員	1,890 円	29	潜水連絡員	3,702 円
4	造園工	2,678 円	30	潜水送気員	3,600 円
5	法面工	3,409 円	31	山林砂防工	3,263 円
6	とび工	3,364 円	32	軌道工	5,862 円
7	石工	3,330 円	33	型わく工	3,094 円
8	ブロック工	3,105 円	34	大工	3,105 円
9	電工	3,240 円	35	左官	3,319 円
10	鉄筋工	3,263 円	36	配管工	2,892 円
11	鉄骨工	2,982 円	37	はつり工	3,072 円
12	塗装工	3,522 円	38	防水工	3,690 円
13	溶接工	3,645 円	39	板金工	3,454 円
14	運転手 (特殊)	3,117 円	40	タイル工	2,861 円
15	運転手 (一般)	2,520 円	41	サッシ工	3,263 円
16	潜かん工	3,612 円	42	屋根ふき工	2,078 円
17	潜かん世話役	4,489 円	43	内装工	3,353 円
18	さく岩工	3,825 円	44	ガラス工	3,229 円
19	トンネル特殊工	3,488 円	45	建具工	3,042 円
20	トンネル作業員	3,027 円	46	ダクト工	2,914 円
21	トンネル世話役	4,107 円	47	保温工	2,824 円
22	橋りょう特殊工	3,544 円	48	建築ブロック工	2,951 円
23	橋りょう塗装工	3,522 円	49	設備機械工	2,858 円
24	橋りょう世話役	4,152 円	50	交通誘導員 A	2,014 円
25	土木一般世話役	3,252 円	51	交通誘導員 B	1,744 円
26	高級船員	3,758 円			

